

「辺野古米軍基地建設のための埋立ての賛否を問う県民投票条例」に 反対する意見書

沖縄県は、「辺野古米軍基地建設のための埋立ての賛否を問う県民投票条例」(以下、県民投票)の実施を目指す「『辺野古』県民投票の会」が集めた署名が有効署名数に達し、沖縄県に直接請求を行ったことから、沖縄県は沖縄県議会に対し、県民投票条例案と実施に伴う費用5億5,000万円の補正予算を提案した。

沖縄県議会では、県民投票条例案と実施に伴う費用の補正予算は、米軍基地関係特別委員会と総務企画委員会で10月16日に委員会審査を行い、本会議に送られる。

米軍普天間飛行場の名護市辺野古への移設計画では、「辺野古違法確認訴訟」最高裁判決で沖縄県の敗訴が確定、沖縄県は埋立て承認撤回などの知事権限を行使しようとしている。

県民投票条例案では、「(目的)第1条で、(省略)埋立に対し、県民の意思を的確に反映させることを目的とする。」、「(県民投票)第2条で、前条の目的を達成するため、本件埋立の賛否について県民による投票を実施する。」とある。

この県民投票は、辺野古米軍基地建設のための埋立ての賛否のみを問うもので、米軍普天間基地移設計画の主眼である危険性の除去について県民の意思を示すものではない。

また、県民投票を直接請求した「『辺野古』県民投票の会」の請求の要旨及び同会公式ホームページ「県民投票Q&A」は、米軍普天間飛行場の名護市辺野古への移設計画に反対の世論形成、沖縄県知事の埋立て承認撤回を後押しし、その後の国との裁判を見据え、有利に運ぶ理由を整える事を目的とする内容になっており、一定の政治的主義主張に公費を使用して訴えるものとなっている。

当市議会では、平成29年第4回定例会最終本会議にて、議員提出議案の陸上自衛隊配備計画に関する住民投票条例について、国防や安全保障は国全体に影響を及ぼすものであり、一地方自治体の住民投票は、そぐわないとして賛成少数で否決した経緯がある。

よって当市議会は、「辺野古米軍基地建設のための埋立ての賛否を問う県民投票条例」に反対する意見書を提出する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成30年10月17日

石垣市議会

宛先

沖縄県知事、沖縄県議会議長、地元選出県議会議員